

議案第17号

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鹿屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鹿屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び鹿屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第3項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第17条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理

するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第17条第1項中「定める者」の次に「（第17条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（鹿屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 鹿屋市職員の育児休業等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開

始日とする改正後の鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則に定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。